

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第46号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(中小企業高度化資金等の貸付け)</p> <p>第3条 県は、別表に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、予算の範囲内において、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が法第15条第1項第4号の規定に基づき資金の貸付事業を行う場合であって、当該貸付事業が中小企業構造の高度化に寄与すると認められるときは、当該貸付事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、県は、<u>第1項の貸付けの対象となる者又は前項の貸付事業の対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の規定により貸し付けられる資金</u>（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設（以下「貸付対象施設」という。）並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された経済通商総室の長（以下「経済通商総室長」という。）が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領（以下「要領」という。）で定めるものとする。</p> | <p>(中小企業高度化資金等の貸付け)</p> <p>第3条 県は、別表に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、予算の範囲内において、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が法第15条第1項第4号の規定に基づき資金の貸付事業を行う場合であって、当該事業が中小企業構造の高度化に寄与すると認められるときは、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、県は、<u>前2項の貸付けの対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 <u>前条の規定により貸し付けられる資金</u>（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設（以下「貸付対象施設」という。）並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、<u>知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された経済通商総室の長（以下「経済通商総室長」という。）以下同じ。）</u>が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領（以下「要領」という。）で定めるものとする。</p> |

2 前条第2項の規定により貸し付けられる資金の額、貸付方法及び償還方法については、経済通商総室長が定めるものとする。

(連帯保証人等)

第11条 略

2 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認める場合は、貸付決定者に対して、連帯保証人を追加させ、又は交替させることができる。

3 貸付決定者は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、若しくはその能力がなくなつたと知事が認め、又は担保に供した物件の価格が滅失、毀損等により減少したときは、その事実が判明した日から10日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に供し、知事の承認を受けなければならない。

(完了期限)

第12条 第9条第2項の規定により貸付金を交付された貸付決定者(以下「借主」という。)は、貸付決定通知があつた日の属する年度の末日までに貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(完了届)

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届(様式第5号)を経済通商総室長又は総合事務所長(鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 略

(違約金)

第17条 知事は、借主が償還金、利息又は前条第1項第3号若しくは第4号に該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額をその支払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額につき年10.75パーセント(借主が地方公共団体又は機構である場合にあっては、年8.75パーセント。次項において同じ。)の割合をもって支払期

(連帯保証人等)

第11条 略

2 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認める場合は、貸付決定者又は第9条第2項の規定により貸付金を交付された中小企業者等(以下「借主」という。)に対して、連帯保証人を追加させ、又は交替させることができる。

3 貸付決定者又は借主(以下「貸付決定者等」という。)は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、若しくはその能力がなくなつたと知事が認め、又は担保に供した物件の価格が滅失、き損等により減少したときは、その事実が判明した日から10日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に供し、知事の承認を受けなければならない。

(完了期限)

第12条 借主は、貸付決定通知があつた日の属する年度の末日までに貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(完了届)

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届(様式第5号)を経済通商総室長又は総合事務所長(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 略

(違約金)

第17条 知事は、借主が前条第1項第3号又は第4号に該当することを理由として、同項の規定による請求を受けた金額をその支払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額につき年10.75パーセント(借主が地方公共団体又は機構である場合にあっては、年8.75パーセント。次項において同じ。)の割合をもって償還期日又は支払期限の翌

限の翌日から支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

2 知事は、借主が前条第1項第1号、第2号又は第5号から第7号までに該当することを理由として、同項の規定による請求をした場合には、当該請求に係る貸付金の額に年10.75パーセントの割合をもって貸付金の交付の日から償還の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

(承認)

第18条 貸付決定者は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(10) 略

(届出)

第19条 貸付決定者は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 貸付対象施設が滅失し、又は毀損したとき。

(5)～(7) 略

2 略

別表（第3条関係）

| 名称        | 内容  |
|-----------|---|
| 略         |   |
| 5 施設集約化事業 | 政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 省令第28条第1項第1号イ、第29条第1項第1号イ及び第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当する事業<br>(2) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当する事業<br>(3) 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当する事業 |

日から償還又は支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

2 知事は、借主が前条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当することを理由として、同項の規定による請求をした場合には、当該請求に係る貸付金の額に年10.75パーセントの割合をもって貸付金の交付の日から支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

(承認)

第18条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(10) 略

(届出)

第19条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 貸付対象施設が滅失し、又はき損したとき。

(5)～(7) 略

2 略

別表（第3条関係）

| 名称        | 内容  |
|-----------|---|
| 略         |   |
| 5 施設集約化事業 | 政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 省令第28条第1項第1号イ、第29条第1項第1号イ及び第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当する事業<br>(2) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当する事業<br>(3) 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当する事業 |
| 6 連鎖化事業   | 政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、   |

|           |  |           |  |
|-----------|--|-----------|--|
|           |  |           | 省令第28条第1項第1号ロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するもの  |
| 6 共同施設事業  | 政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するもの  | 7 共同施設事業  | 政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するもの  |
|           |  | 8 経営改革事業  | 政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業又は第31条第1項第3号の基準に適合している事業であって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸するものを含む。） |
| 7 設備リース事業 | 政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、 <u>組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）</u> の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等 <sup>等</sup> に買取予約付きで賃貸するもの（ <u>政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。</u> ） | 9 設備リース事業 | 政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、 <u>組合員等</u> の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等 <sup>等</sup> に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）   |

|             |             |
|-------------|-------------|
| <u>8</u> 略  | <u>10</u> 略 |
| <u>9</u> 略  | <u>11</u> 略 |
| <u>10</u> 略 | <u>12</u> 略 |
| <u>11</u> 略 | <u>13</u> 略 |
| <u>12</u> 略 | <u>14</u> 略 |
| <u>13</u> 略 | <u>15</u> 略 |
| <u>14</u> 略 | <u>16</u> 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。